

都市機能誘導区域の配置について

1 基本的な考え方

ア 「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」で位置付けた『都市拠点』及び『都市拠点圏域』と、『市街化区域の地域拠点』を基本に配置する。

イ 「ネットワーク型コンパクトシティ」の要となる基幹公共交通の結節点である鉄道駅やLRT停留場（トランジット機能を備えた場所）の周辺を含めた場所に配置する。

2 都市機能誘導区域の配置…別添参照

都市機能誘導区域の配置の基本的な考え方を踏まえ、以下のとおり配置する。

区分		配置するエリア	中心の目安(主要な施設等)
市街化区域	都市拠点 (1箇所)	①都市拠点エリア (内環状線の内側)	中心市街地
	都市拠点圏域 (基幹公共交通の結節点) (2箇所)	②南宇都宮駅周辺エリア	南宇都宮駅
		③LRT停留場周辺エリア (ベルモール前)	LRT停留場(ベルモール前)
	鉄軌道駅 周辺型	④岡本駅周辺エリア	岡本駅
		⑤江曾島駅周辺エリア	江曾島駅
		⑥西川田駅周辺エリア	西川田駅
		⑦雀宮駅周辺エリア	雀宮駅
		⑧テクノポリスセンターエリア	LRT停留場(テクノポリス西)
	地域拠点 (7箇所)	⑨瑞穂野団地周辺エリア	新4号国道×みずほの団地 入口交差点付近
		⑩上河内地域自治センター 周辺エリア	上河内地域自治センター
	幹線バス路線等結節点 周辺型		